

## 国際課税委員会（第38回）の概要

文責 森信茂樹

平成22年3月30日第38回国際課税委員会を開催、慶応大学の高久准教授から、「レンジ、シークレットコンパラティブ等の課題」についてお話しいただき、議論を行いました。議論の概要は以下の通り、資料は別添です。

（説明の概要）

移転価格税制を巡る諸問題として、「シークレット・コンパラブル」と「レンジ」の問題を話したい。

### 1、シークレット・コンパラブル（Secret Comparables）

課税当局が移転価格課税を行うに当たり、法人に独立企業間価格を算定するために必要な帳簿書類等の提示又は提出を求めた場合に、法人がこれらを遅滞なく提示又は提出しなかったときに、課税当局が同業者に対して質問検査権を行使して入手した比較対象取引（コンパラブル）については、課税当局に守秘義務がかかり、これを納税者に開示できない。措置法66条の4第9項（同業他社に対する質問検査権の行使）に、法人が第7項に規定する帳簿書類又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかった場合 当該法人の当該国外関連取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、又は当該事業に関する帳簿書類を検査することができる、と規定されている。

導入の背景としては、調査に対する非協力（納税者が必要な資料を提出しない）、

公開情報の限界（独立企業間価格の算定に当たり、関連者間取引に従事する関連者、問題となっている取引、果たされる機能、類似の取引又は事業を行う第三者から得られる情報等が要求されるが、これらの情報を公開情報からのみ入手することは困難）ということで、厳格に比較可能性を追及するとシークレット・コンパラブルに行き着く。

課税当局のスタンスは、シークレット・コンパラブル使用の帰責事由は、納税者が必要な資料を遅滞なく提示、又は提出しなかったこと、カナダ、オーストラリア、メキシコ等の国も使用している、というようなものである。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信いたします。